

藤沢市公共工事等技術提案審査委員会要領

制 定 平成11年8月16日

改 正 平成12年4月 1日

改 正 平成15年4月 1日

改 正 平成29年4月 1日

改 正 令和 7年4月 1日

(趣旨)

第1条 この要領は、藤沢市公共工事等技術提案型競争入札要領（平成11年8月16日制定）第5条の規定に基づき、藤沢市公共工事等技術提案審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置き、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この要領において使用する用語は、藤沢市公共工事等技術提案型競争入札要領において使用する用語の例による。

(審査事項)

第3条 審査委員会は、契約担当課の長の依頼に基づき、技術提案等によって工事等を施工しようとする者について次に掲げる事項を審査する。ただし、提案者が技術提案書と併せて標準計画書を提出した場合で、当該技術提案が適正であると認められるときは、標準計画については審査しないものとする。

(1) 技術提案等による施工の确实性

(2) 技術提案等による施工の安全性

(3) 技術提案によって工事等を施工しようとする場合にあつては、技術提案と標準計画を比較した経済性

(4) 前3号に掲げるもののほか、審査委員会が審査をする必要があると認める事項

(委員)

第4条 審査委員会に委員を置き、計画建築部長、都市整備部長、道路下水道部長、関係部長等、公共建築課長、検査指導課長をもって充てる。

(会長)

第5条 審査委員会に委員長を置き、計画建築部長をもって充てる。

- 2 委員長は、会務を総理し、審査委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審査委員会は、委員長が召集する。

- 2 審査委員会は、委員長及び3人以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 3 審査委員会の議事は、出席した委員の半数以上でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長に事故がある場合における第2項の規定の適用については、前条第3項に規定する委員は、委員長とみなす。

(意見の聴取)

第7条 委員長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴くことができる。

(提案者の聴聞)

第8条 委員長は、前条の規定による委員以外の者の意見の聴取のほか、会議の運営上さらに必要があると認めるときは、技術提案等について提案者に説明を求めることができる。

(審査補助員)

第9条 審査委員会に、第3条に規定する事項の予備審査をさせるため、審査補助員を置く。

2 審査補助員は、藤沢市請負工事検査規程(平成14年藤沢市訓令甲第11号)第4条に規定する検査員(検査指導課に所属する検査員に限る。)及び対象工事の施工を担当する課等の長をもって充てる。

(委員等の服務)

第10条 委員、第7条の規定により会議に出席した者及び審査補助員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第11条 審査委員会の庶務は、財務部契約課において処理する。

附 則

この要領は、平成11年8月16日から施行する。

附 則

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。